

アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
厚岸町アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道厚岸町

- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

- (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

厚岸町においては、16世紀から18世紀にかけて築かれたとされるチャシ跡が埋蔵文化財として27カ所登載されているとともに、明治時代に屯田兵の入植地を調査し適地を探した、アイヌ民族である太田紋助の墓碑が太田地区の報国寺境内に祀られているなど、アイヌ民族の痕跡が多数残されている。

また、「蝦夷三官寺」の一つである国泰寺の住職による記録「日鑑記」には、アイヌ民族と寺院との関わりが多数記録されているとともに、松前藩のアイヌ資料「夷酋列像」には、アッケシ場所を統括していたイコトイをはじめアッケシに関係する5人のアイヌが描かれており、当時のアッケシがこのようなアイヌの有力者を輩出していた地域であったことが広く知られている。さらに、江戸時代の北方探検家の最上徳内は、アッケシアイヌの協力を得てクナシリ・エトロフへの調査を実施したとされていることから、厚岸町は、先住民族であるアイヌ民族の歴史を色濃く残しているまちである。

昭和58年7月には「北海道ウタリ協会厚岸支部」(平成26年4月から「厚岸アイヌ協会」)が設立され、湾月生活館を拠点とする活動やアイヌ民族の慰霊祭である「イチャルパ」を開催するなど、先住民族であるアイヌの尊厳を確立するため、人権・民族に基づくあらゆる障壁を克服し、その社会的地位の向上と文化の保存・伝承及び発展に寄与してきた。また、江戸時代末期にニシン漁で栄えていた頃、厚岸に渡ってきた南部地方の漁師たちによって伝えられた神楽とアイヌ民族の踊りが融合して現在に至っている民族芸能である「厚岸かぐら」の保存・伝承を目的に結成された「厚岸かぐら同好会」は、町民文化祭芸能発表会などの町内の各種催し物で「厚岸かぐら」を披露するなど、アイヌ文化の伝承を図ってきた。さらに、厚岸町教育委員会では、厚岸町郷土館にアットウシやアイヌ細工・マキリの鞆・針入れ・キセル・タマサイなどの民具、厚岸町海事記念館にイタオマチブ(板綴船)を展示しており、アイヌの歴史や文化を学ぶ機会の充実とともに、アイヌ文化に対する町民の意識向上を

図っている。

このように「厚岸アイヌ協会」や「厚岸かぐら同好会」などによるこれまでの取組や、厚岸町教育委員会各施設におけるアイヌ民族に関連する展示品など、町内でのアイヌの歴史や文化を学ぶ機会は相当程度あり、町民の関心は高まりつつあるものの、「厚岸アイヌ協会」や「厚岸かぐら同好会」の会員数の減少や高齢化などにより、文化の伝承・継承活動を行うことが困難になっているとともに、その担い手が減少しており、次世代への円滑な継承が喫緊の課題であるほか、アイヌは文字を持たない民族のため、残されている資料が非常に少なく、現存する資料の効果的な活用と保存が必要である。

さらに、「厚岸アイヌ協会」の活動拠点であるとともに、地域住民の集会施設として活用されている湾月生活館については、その機能を維持するとともに、利用促進を図る必要がある。このほか、民族共生象徴空間とも連携しながら多くの観光客を受け入れるため（民族共生象徴空間の主要施設の一つである国立アイヌ民族博物館には、厚岸町が貸与品としている厚岸湖岸発掘のイタオマチブ（板綴船）1艇が展示されている）、厚岸町海事記念館のアイヌに関するさらなる機能充実を図る必要がある。

【アイヌ関連団体】

- ・厚岸アイヌ協会

設立：昭和58年7月に北海道ウタリ協会厚岸支部として設立

会員：1名

会長：小松 澄江

- ・厚岸かぐら同好会

設立：昭和35年結成

顧問：1名

会員：5名

会長：西森 祐太

※「厚岸かぐら」は昭和53年11月に厚岸町の無形文化財に指定されている。

【アイヌ文化等関連施設】

- ・湾月生活館

所在：厚岸町湾月2丁目1番地

現況：昭和41年12月設置。地域住民の集会施設として活用され、交流の場ともなっている。

- ・厚岸町郷土館

所在：厚岸町湾月1丁目2番地

現況：昭和42年3月設置。本町の考古、歴史、民俗、開拓史等にかかる資料を収集、保管展示している。

・厚岸町海事記念館

所在：厚岸町真栄3丁目4番地

現況：昭和63年3月設置。歴史、民俗、産業(特に海事に関するもの)、科学教育等に関する資料を収集、保管、展示している。アイヌ民族関連では、イタオマチブ(板綴船)や厚岸かぐらに纏わる道具などを展示している。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

地域におけるアイヌ文化の着実な伝承・継承活動やさまざまな形でのアイヌ文化の発信等を通じて、次世代への円滑な継承を図るとともに、文化財の適切な保護・保存(伝承)活動を行うことで、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図り、もって全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	高齢者のコミュニティ活動支援に資する事業
重要業績評価指標(KPI)	厚岸かぐら同好会会員数	厚岸町海事記念館入館者数	厚岸町郷土館入館者数
令和6年度(基準年度)	5人	4,800人(見込)	1,800人(見込)
令和7年度	5人	4,900人	1,870人
令和8年度	5人	5,000人	1,940人
令和9年度(中間目標)	6人	5,100人	2,010人
令和10年度	6人	5,200人	2,080人
令和11年度(最終目標)	7人	5,300人	2,150人

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■厚岸かぐら記録媒体デジタル化事業

- ・厚岸かぐらの過去の記録音源及び映像のデジタル化を行う。

■厚岸かぐら伝承映像制作事業

- ・厚岸かぐらを後世に伝えるため、映像を制作する。

4-2 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■厚岸町海事記念館展示物等充実事業

- ・アイヌ民具の製作方法等を分析調査する。
- ・アイヌ民族の肖像画等の展示物を整備する。

■チャシ跡等解説版整備事業

- ・町内のチャシ跡などアイヌ民族に纏わる指定文化財の解説版を製作及び設置する。

4-3 高齢者のコミュニティ活動支援に資する事業

■高齢者（エカシ・フチ）コミュニティ活動支援事業

- ・アイヌの高齢者の話を聞き取り、その内容を記録・保存するとともに展示する。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和12年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1と同じ

事業期間：令和7年度～令和11年度（事業スケジュールを添付）

事業費：1,109千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-2と同じ

事業期間：令和8年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：3,200千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和7年度（事業スケジュールを添付）

事業費：28千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

- 4-1 に記載する事業は、アイヌ文化を着実に保存、継承することによって、アイヌ文化の振興及びアイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するものである。
- 4-2 に記載する事業は、地域におけるアイヌ文化の発信や、地域の人々がアイヌ文化を体験することによって、アイヌ文化の振興及びアイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するものである。
- 4-3 に記載する事業は、アイヌの高齢者から地域の風習や儀式の記憶などを聞き取り、その内容を記録・保存して継承に活用することによって、アイヌ文化の振興及びアイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力や関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、厚岸町の事業として実施するものであり、「厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例」に基づき、暴力団員又は暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

4の事業については、厚岸町教育委員会が事業実施主体となる。

■事業実施スケジュールの明確性

6に記載のスケジュールについては、事業担当課である厚岸町教育委員会生涯学習課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて策定したものであるため、円滑かつ確実な実施が見込まれる。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、地域説明会等を開催し、アイヌの人々をはじめ地域住民からの意見を踏まえて策定している。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載する各事業におけるK P Iについて、実績値を公表する。また、目標の達成状況について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点。

内容：数値目標の達成状況について、毎年度5月までに関係者連絡会議を開催し、各事業の効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手段

目標の達成状況に係る評価結果については、町ホームページにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※実施予定なし

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※実施予定なし